

ふんの始末は飼い主の責任です。



(東京都動物の愛護及び管理に関する条例)

公共の場所並びに他人の土地及び物件を
不潔にし、又は損傷させないこと。

～問われています、飼い主のマナー～

立川市

問われています、飼い主のマナー。

(東京都動物の愛護及び管理に関する条例)

公共の場所並びに他人の土地及び物件を
不潔にし、又は損傷させないこと。

～ふんの始末は飼い主の責任です～

立川市

